

申 請

平成 26 年 7 月 10 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安 倍 晋 三 殿

福島県知事 佐藤雄平



原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に
基づく平成 26 年 7 月 9 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 次に掲げる品目について出荷制限を解除すること。
福島県伊達市において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち、福島県安心きのこ栽培マニュアル放射性物質対策チェックシートに則して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ及び福島県新地町において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。）
- 解除を申請する理由
別紙 1、2 参照

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された福島県伊達市において産出されたしいたけ（施設において原木で栽培されたもの）（以下、「原木しいたけ（施設栽培）」という）のうち、国の示す原木きのこ栽培管理に関するガイドラインに基づく「福島県安心きのこ栽培マニュアル放射性物質対策チェックシート」（以下、県チェックシートという）に則して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 経過及び解除申請の理由

平成23年7月15日のモニタリング検査により伊達市産の原木しいたけ（施設栽培）が暫定規制値 500Bq/kg を超過したことから、県は伊達市に対して出荷自粛要請を行い、7月19日に国から出荷制限が指示された。

暫定規制値を超過した原因については、福島第一原子力発電所事故発生直後の放射性物質の影響によりほだ木が汚染されたと考えられたため、ロット毎に保有するほだ木を検査して指標値を超過していないか確認を進め、全生産者について超過したほだ木の廃棄を行った。

その後、再生産に取り組む3生産者については、平成25年から指標値以下の原木を導入して、県チェックシートに基づき放射性物質対策とほだ木及び子実体の放射性物質濃度検査を併せた試験栽培を実施した。

その結果、ほだ木及び子実体ともに指標値及び基準値以下であることが確認されたことからモニタリング検査に移行し、子実体の検査を実施（標本数32）したところ、すべての検体で基準値を下回る検査結果（最大値：8.7Bq/kg、平均値：5.9Bq/kg）が得られた。このため、基準値を超過する確率は低いと判断できる。

3 福島県伊達市における管理計画

(1) 県チェックシートによる生産工程管理の実施

ア 生産者の管理

福島県と伊達市は出荷団体と連携し、対象区域内で原木しいたけ（施設栽培）生産を行う生産者について、生産者毎に、生産施設（ほだ場やハウスなど）の箇所、ほだ木本数、生産量などを記録した台帳を作成する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及び生産施設の管理を行う。

イ 生産工程管理の実施

福島県と伊達市は出荷団体と連携し、対象区域内の原木しいたけ（施設栽培）生産者に対して、県チェックシートによる生産工程管理の実施を指

導するとともに、定期的実施状況を確認する。その際、生産工程管理を適切に実施していないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導する。

また、野外でほだ木を管理した場合、周辺の放射性物質による二次的汚染を受け、ほだ木が指標値を超過する恐れがあるため、植菌から仮伏せ、本伏せ、発生、休養までの一連の生産工程を施設内で実施するよう指導する。

ウ 県チェックシートの概要（必須項目）

（ア） 原木購入時の確認、取扱

- ① 原木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認する。
- ② 購入した原木は、粉塵や土などが付着しないように保管する。

（イ） ほだ木購入時の確認、取扱

- ① ほだ木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認する。
- ② 購入したほだ木は、粉塵や土などが付着しないように保管する。

（ウ） 発生前ほだ木の管理

発生操作を行う1か月前を目安に、ほだ木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認する。

検査は、1生産ロットごとに3本選出し、各々からおが粉を採取、混合して1検体として測定する。

（エ） 発生したきのこの管理

出荷前に、きのこに含まれる放射性セシウム濃度が基準値（100Bq/kg）以下であることを確認する。

検査は、1生産ロットごとに1検体を測定する。

エ 指標値を超えたほだ木及び基準値を超えたしいたけの処分

指標値を超えたほだ木及び基準値を超えたしいたけは、事前に市町村の廃棄物担当部署と相談の上、適切に処分する。また、当該生産者に対して、生産工程管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。

（2） 解除後の出荷管理

県は、県チェックシートに基づく生産工程管理を実施している生産者について、ホームページに掲載し広く周知する。

生産者は、出荷される生産物について、原産地（市町村単位）、生産者名、栽培方法（原木・施設）の表示を行う。また、生産者は出荷先、販売先の記録を、流通・販売者は集出荷・販売記録を保存することとし、県は必要に応じてこれらの記録の提出を求める。

県と伊達市は、流通関係者に対し、県チェックシートに基づく生産工程

管理を実施している生産者情報を周知するとともに、以下について要請する。また、定期的に流通拠点を巡回指導する。

- ア 出荷制限が継続している市町村や県チェックシートに基づく生産工程管理を実施していない生産者の出荷物を取り扱わないこと。
- イ 出荷される生産物に、原産地（市町村単位）、生産者名、栽培方法（原木・施設）を表示して流通・販売を行うこと。

（3）解除後の検査計画

対象地域で県チェックシートにより生産工程管理を実施している生産者に対し、福島県のモニタリング検査により、出荷前、1生産ロットごとに1検体以上検査を実施する。

また、出荷期間中に毎月1検体の定期検査を実施する。

（4）モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

福島県は、速やかに基準値超過が判明した市町村の全原木しいたけ（施設栽培）の出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過したしいたけを廃棄させる。また、当該生産者に対して、生産工程管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。

（5）生産者情報の管理

福島県と伊達市は、原木事業者、J A及び流通・販売者等と連携し、以下の段階において、生産再開の意向及び新規参入の生産者に関する情報を収集するとともに、林業普及指導員の巡回指導における情報と併せて、県が生産者台帳を点検、更新する。

- ア ハウスなどの生産施設導入段階
- イ 原木や種菌などの生産資材導入段階
- ウ ほだ木の安全性確認段階
- エ しいたけの安全性確認段階
- オ 直売所やJ A等へのお荷前段階

（6）新たにお荷再開を認める判断基準

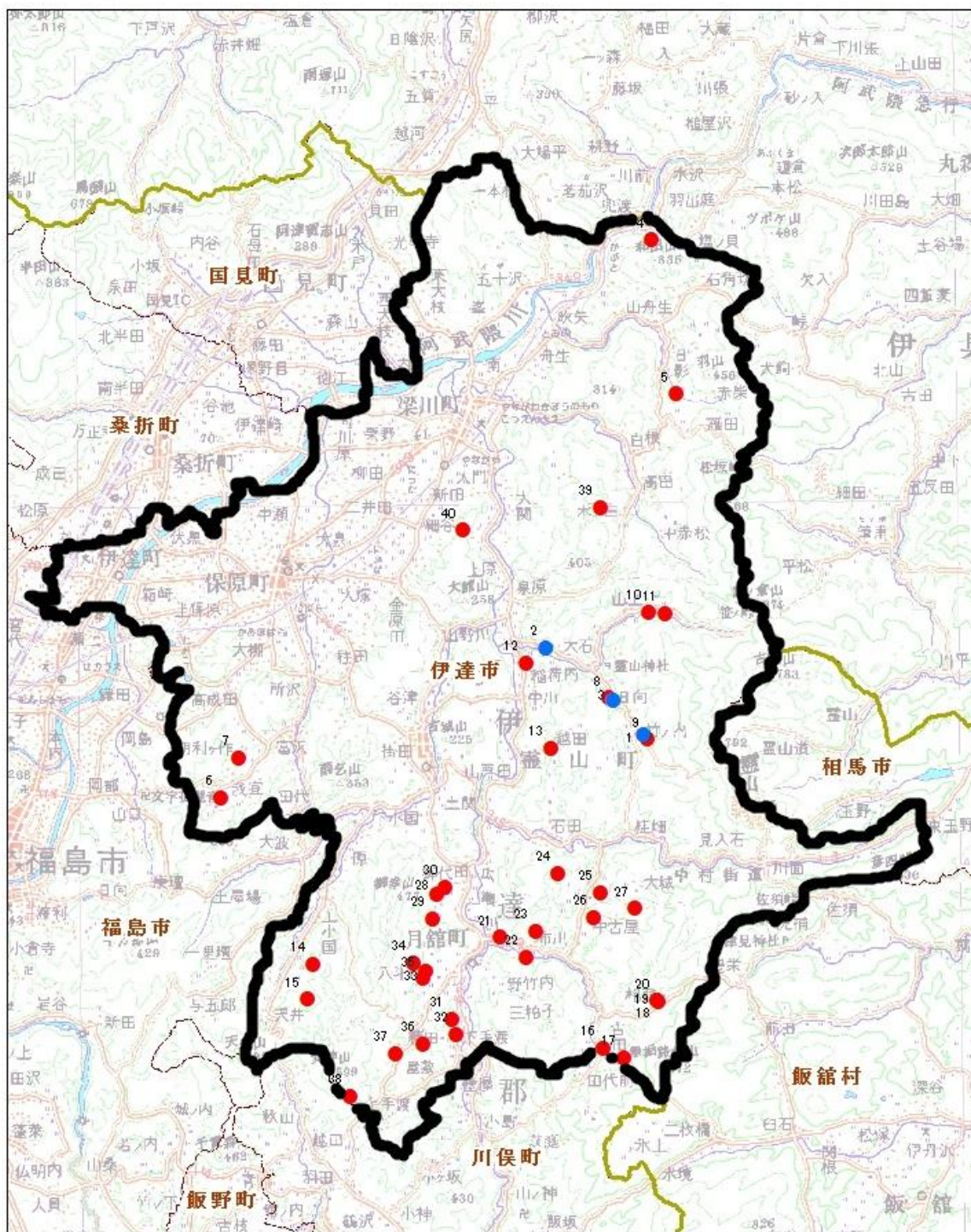
生産者台帳に登録された生産者が出荷を再開する場合は、下記の要件を満たした場合に、国への報告・確認をもって出荷できることとする。

- ア 県チェックシートに基づく生産工程管理が行われていること。
- イ 生産物の検査結果が食品中の放射性物質の基準値を十分下回っていること。

4 関係者への周知

福島県は、市町村・関係機関・団体と連携のうえ、本計画の内容について、生産者及び流通・販売関係者等に周知を図る。

福島県伊達市 原木生しいたけ(施設栽培)生産者位置図



- 凡例**
- 今回解除申請該当生産者
 - 生産休止中の生産者

福島県伊達市の原木しいたけ(施設栽培)検査結果

| 生産者 番号 | 生産地 | 管理ロット 番号 | きのこ | | 発生前ほだ木 (参考値) | |
|-----------|------------------|-------------|----------|-------------|------------------------------|-------------------------------------|
| | | | 検査年月日 | Cs合計(Bq/kg) | Cs合計(Bq/kg) | |
| 1 | 伊達市 霊山町 大石 | A | H26.6.10 | 3.3 | 15 検出せず(<18) 検出せず(<18) | |
| | | | H26.6.10 | 3.9 | | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<7.3) | | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<8.6) | | |
| | | | H26.6.10 | 3.7 | | |
| | | B | H26.6.10 | 検出せず(<6.1) | | 14 16 14 |
| | | | H26.6.10 | 3.7 | | |
| | | | H26.6.10 | 4.3 | | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<7.2) | | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<6.7) | | |
| 2 | 伊達市 霊山町 大石 | A | H26.6.10 | 3.8 | 17 検出せず(<18) 検出せず(<17) | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<8.7) | | |
| | | | H26.6.10 | 6.1 | | |
| | | | H26.6.10 | 4.7 | | |
| | | | H26.6.10 | 4.7 | | |
| | | | H26.6.10 | 4.4 | | |
| | | B | H26.6.10 | 5.3 | | 検出せず(<18) 検出せず(<16) 15 |
| | | | H26.6.10 | 4.0 | | |
| | | | H26.6.10 | 4.5 | | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<5.7) | | |
| 3 | 伊達市 霊山町 大石 | A | H26.6.10 | 検出せず(<5.8) | 12 検出せず(<18) 検出せず(<14) | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<8.2) | | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<7.9) | | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<7.4) | | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<7.5) | | |
| | | B | H26.6.10 | 検出せず(<6.6) | | 検出せず(<16) 検出せず(<17) 検出せず(<17) |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<6.0) | | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<7.0) | | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<7.9) | | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<6.6) | | |
| 検体数 | | | 32 | 18 | | |
| 平均値 | | | 5.9 | 16.1 | | |
| 最大値 | | | 8.7 | 18.0 | | |
| 標準偏差 | | | 1.60 | 1.78 | | |

注:「検出せず」のデータには、検出下限値を代入して計算した。

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された福島県新地町において産出されたしいたけ（施設において原木で栽培されたもの）（以下、「原木しいたけ（施設栽培）」という）。

2 経過及び解除申請の理由

平成23年7月21日のモニタリング検査により新地町産の原木しいたけ（施設栽培）が暫定規制値 500Bq/kg を超過したことから、県は新地町に対して出荷自粛要請を行い、7月22日に国から出荷制限が指示された。

暫定規制値を超過した原因については、福島第一原子力発電所事故発生直後の放射性物質の影響によりほだ木が汚染されたと考えられたため、全生産者（1名）のロット毎に保有するほだ木を検査して指標値を超過していないか確認を進め、超過したほだ木の廃棄を行った。

その後、再生産に取り組む1生産者については、平成25年から指標値以下の原木を導入して、国の示す原木きのこ栽培管理に関するガイドラインに基づく「福島県安心きのこ栽培マニュアル放射性物質対策チェックシート」（以下、県チェックシートという）に基づき放射性物質対策とほだ木及び子実体の放射性物質濃度検査を併せた試験栽培を実施した。

その結果、ほだ木及び子実体ともに指標値及び基準値以下であることが確認されたことからモニタリング検査に移行し、子実体の検査を実施（標本数33）したところ、すべての検体で基準値を下回る検査結果（最大値 7.9Bq/kg、平均値 5.5Bq/kg）が得られた。このため、基準値を超過する確率は低いと判断できる。

3 福島県新地町における管理計画

(1) 県チェックシートによる生産工程管理の実施

ア 生産者の管理

福島県と新地町は出荷団体と連携し、対象区域内で原木しいたけ（施設栽培）生産を行う生産者について、生産者毎に、生産施設（ほだ場やハウスなど）の箇所、ほだ木本数、生産量などを記録した台帳を作成する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及び生産施設の管理を行う。

イ 生産工程管理の実施

福島県と新地町は出荷団体と連携し、対象区域内の原木しいたけ（施設栽培）生産者に対して、県チェックシートによる生産工程管理の実施を指導するとともに、定期的実施状況を確認する。その際、生産工程管理を適切に実施していないことが確認された生産者については、しいたけを出

荷しないよう指導する。

また、野外でほだ木を管理した場合、周辺の放射性物質による二次的汚染を受け、ほだ木が指標値を超過する恐れがあるため、植菌から仮伏せ、本伏せ、発生、休養までの一連の生産工程を施設内で実施するよう指導する。

ウ 県チェックシートの概要（必須項目）

（ア） 原木購入時の確認、取扱

- ① 原木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認する。
- ② 購入した原木は、粉塵や土などが付着しないように保管する。

（イ） ほだ木購入時の確認、取扱

- ① ほだ木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認する。
- ② 購入したほだ木は、粉塵や土などが付着しないように保管する。

（ウ） 発生前ほだ木の管理

発生操作を行う1か月前を目安に、ほだ木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認する。

検査は、1生産ロットごとに3本選出し、各々からおが粉を採取、混合して1検体として測定する。

（エ） 発生したきのこの管理

出荷前に、きのこに含まれる放射性セシウム濃度が基準値（100Bq/kg）以下であることを確認する。

検査は、1生産ロットごとに1検体を測定する。

エ 指標値を超えたほだ木及び基準値を超えたしいたけの処分

指標値を超えたほだ木及び基準値を超えたしいたけは、事前に市町村の廃棄物担当部署と相談の上、適切に処分する。また、当該生産者に対して、生産工程管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。

（2） 解除後の出荷管理

県は、県チェックシートに基づく生産工程管理を実施している生産者について、ホームページに掲載し広く周知する。

生産者は、出荷される生産物について、原産地（市町村単位）、生産者名、栽培方法（原木・施設）の表示を行う。また、生産者は出荷先、販売先の記録を、流通・販売者は集出荷・販売記録を保存することとし、県は必要に応じてこれらの記録の提出を求める。

また、県と新地町は流通関係者に対し、県チェックシートに基づく生産工程管理を実施している生産者情報を周知するとともに、以下について要請する。また、定期的に流通拠点を巡回指導する。

ア 出荷制限が継続している市町村や県チェックシートに基づく生産工程管理を実施していない生産者の出荷物を取り扱わないこと。

イ 出荷される生産物に、原産地（市町村単位）、生産者名、栽培方法（原木・施設）を表示して流通・販売を行うこと。

（3）解除後の検査計画

対象地域で県チェックシートにより生産工程管理を実施している生産者に対し、福島県のモニタリング検査により、出荷前、1生産ロットごとに1検体以上検査を実施する。

また、出荷期間中に毎月1検体の定期検査を実施する。

（4）モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

福島県は、速やかに基準値超過が判明した市町村の全原木しいたけ（施設栽培）の出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過したしいたけを廃棄させる。また、当該生産者に対して、生産工程管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。

（5）生産者情報の管理

福島県と新地町は、原木事業者、JA及び流通・販売者等と連携し、以下の段階において、新規参入の生産者に関する情報を収集するとともに、林業普及指導員の巡回指導における情報と併せて、県が生産者台帳を点検、更新する。

ア ハウスなどの生産施設導入段階

イ 原木や種菌などの生産資材導入段階

ウ ほだ木の安全性確認段階

エ しいたけの安全性確認段階

オ 直売所やJA等へのお荷前段階

（6）新たにお荷再開を認める判断基準

生産者台帳に登録された生産者が出荷を再開する場合は、下記の要件を満たした場合に、国への報告・確認をもって出荷できることとする。

ア 県チェックシートに基づく生産工程管理が行われていること。

イ 生産物の検査結果が食品中の放射性物質の基準値を十分下回っていること。

4 関係者への周知

福島県は、市町村・関係機関・団体と連携のうえ、本計画の内容について、生産者及び流通・販売関係者等に周知を図る。

福島県新地町の原木しいたけ(施設栽培)検査結果

| 生産者 番号 | 生産地 | 管理ロット 番号 | きのこ | | 発生前ほだ木 (参考値) |
|-----------|------------|-------------|----------|-------------|-----------------|
| | | | 検査年月日 | Cs合計(Bq/kg) | Cs合計(Bq/kg) |
| 1 | 新地町 中原 | A | H26.6.10 | 3.0 | 検出せず(<18) |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<6.4) | |
| | | | H26.6.10 | 3.6 | |
| | | | H26.6.10 | 5.4 | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<6.7) | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<6.5) | |
| | | | | | 9.6 |
| | | | | | 26 |
| | | B | H26.6.10 | 検出せず(<7.1) | 検出せず(<18) |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<6.9) | |
| | | | H26.6.10 | 2.9 | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<7.0) | |
| | | | H26.6.10 | 3.0 | |
| | | | H26.6.10 | 5.4 | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<6.8) | |
| | | | H26.6.10 | 3.3 | |
| | | | H26.6.10 | 4.5 | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<7.4) | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<5.1) | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<6.6) | |
| | | | H26.6.10 | 4.1 | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<7.6) | |
| | | | H26.6.10 | 4.5 | |
| | | | H26.6.10 | 4.1 | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<5.9) | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<7.2) | |
| | | H26.6.10 | 4.8 | | |
| | | H26.6.10 | 3.6 | | |
| | | | | | 16 |
| | | | | | 18 |
| | | C | H26.6.10 | 検出せず(<7.4) | 検出せず(<14) |
| | | | H26.6.10 | 4.8 | |
| | | | H26.6.10 | 検出せず(<6.2) | |
| H26.6.10 | 4.4 | | | | |
| H26.6.10 | 検出せず(<6.8) | | | | |
| H26.6.10 | 検出せず(<7.9) | | | | |
| H26.6.10 | 3.6 | | | | |
| | | | 16 | | |
| | | | 13 | | |
| 検体数 | | | 33 | 9 | |
| 平均値 | | | 5.5 | 16.5 | |
| 最大値 | | | 7.9 | 26.0 | |
| 標準偏差 | | | 1.57 | 4.52 | |

注:「検出せず」のデータには、検出下限値を代入して計算した。

福島県安心きのこ栽培マニュアル

放射性物質対策チェックシート

放射性物質対策チェックシートとは？

チェックシートには、現在の知見から考え得る、放射性物質のリスクを回避し影響を低減するために必要な項目が盛り込まれており、ほだ木や菌床などを指標値以下とするとともに発生したきのこを基準値以下にするために必ず実施する項目（必須項目）と生産者がそれぞれの生産環境に応じて選択する項目（選択項目）があります。

必須項目については、全生産者に必ず実施していただく放射性物質対策となります。選択項目については、生産場所の空間線量率等の環境条件を考慮して取組内容を選択してください。

放射性物質対策は、原木栽培、菌床栽培の生産工程毎に取りまとめています。

チェックシートの使い方（原木栽培）

1. チェックシートの種類と使い方

(1) 放射性物質対策チェックシート

- ① 放射性物質対策には、ほだ木を指標値以下とするとともに発生したきのこを基準値以下にするために必ず実施する項目（必須項目）と生産者がそれぞれの生産環境に応じて選択する項目（選択項目）があります。
- ② 選択項目の中から、実施する項目を選んでください。実施しないと判断とした項目に「－」を記入してください。
- ③ 実施した項目に「✓」と実施年月日を記入してください。

(2) 生産環境チェックシート

- ① ほだ場毎、ハウス（施設）毎に番号を振り、チェックシートを作成してください。
- ② 方位や斜度、空間線量率を記入してください。必要に応じて周辺環境の情報を記載してください。
- ③ 環境整備を実施した場合にはその項目に「✓」と実施年月日を記入してください。実施しないと判断とした項目に「－」を記入してください。

(3) ロット管理表

- ① 購入した原木ロット毎にロット管理表を作成してください。
- ② 原木の放射性物質測定結果通知を添付してください。
- ③ 生産の過程で管理が分かれた場合には、それぞれロット管理表を作成し、それぞれの管理場所や本数を記載してください。
- ④ 発生前ほだ木の放射性物質を測定して結果を記入するとともに、測定機関からの結果通知を添付してください。
- ⑤ 出荷前に、きのこの放射性物質を測定して結果を記入するとともに、測定機関からの結果通知を添付してください。
- ⑥ 当該ロットから最初に発生したきのこについては、県のモニタリング検査を受けるとともに、複数年にわたってほだ木を使用する場合には、その年の最初の発生の際には、県のモニタリング検査を受けてください。

- ⑦ その他、発生が継続している場合にも、県のモニタリング検査や自主検査により放射性物質を確認するようにしてください。

2. 必ず実施する項目（必須項目）

原木やほだ木を指標値以下にするため及びきのこを基準値以下にするために必ず実施しなくてはならない放射性物質対策です。

(1) 原木購入時の確認、取扱

原木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認してください。購入業者から測定結果の写しなどの提出を受け確認するか、放射性セシウム濃度を測定することも可能ですので、農林事務所へご相談ください。

購入した原木は、粉塵や土などが付着しないように保管してください。

(2) ほだ木購入時の確認、取扱

ほだ木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認してください。購入業者から測定結果の写しなどの提出を受け確認するか、放射性セシウム濃度を測定することも可能ですので、農林事務所へご相談ください。

購入したほだ木は、粉塵や土などが付着しないように保管してください。

(3) 発生前ほだ木の管理

発生操作を行う1か月前を目安に、ほだ木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認してください。放射性セシウム濃度の測定については、農林事務所へご相談ください。

(4) 発生したきのこの管理

出荷前に、きのこに含まれる放射性セシウム濃度が基準値（100Bq/kg）以下であることを確認してください。放射性セシウム濃度の測定については、農林事務所へご相談ください。

3. 生産者が選択して実施する項目（選択項目）

必須項目以外の放射性物質対策で、現時点で得られている知見に基づき想定される放射性物質リスクを低減する取組です。

各生産者の生産環境などに応じて、可能なものについては、積極的に実施をしていただくようお願いします。

原木栽培工程図

(1) 原木入手工程

原木林の選定

伐採・玉切り

原木検査

(2) 植菌工程

植菌資材

植菌

(3) ほだ木作り工程

仮伏せ

本伏せ

(4) 発生・収穫工程

水 増収材

ほだ木検査

発生

休養

収穫

(5) 乾燥工程 (乾燥きのこ生産の場合)

きのこ検査

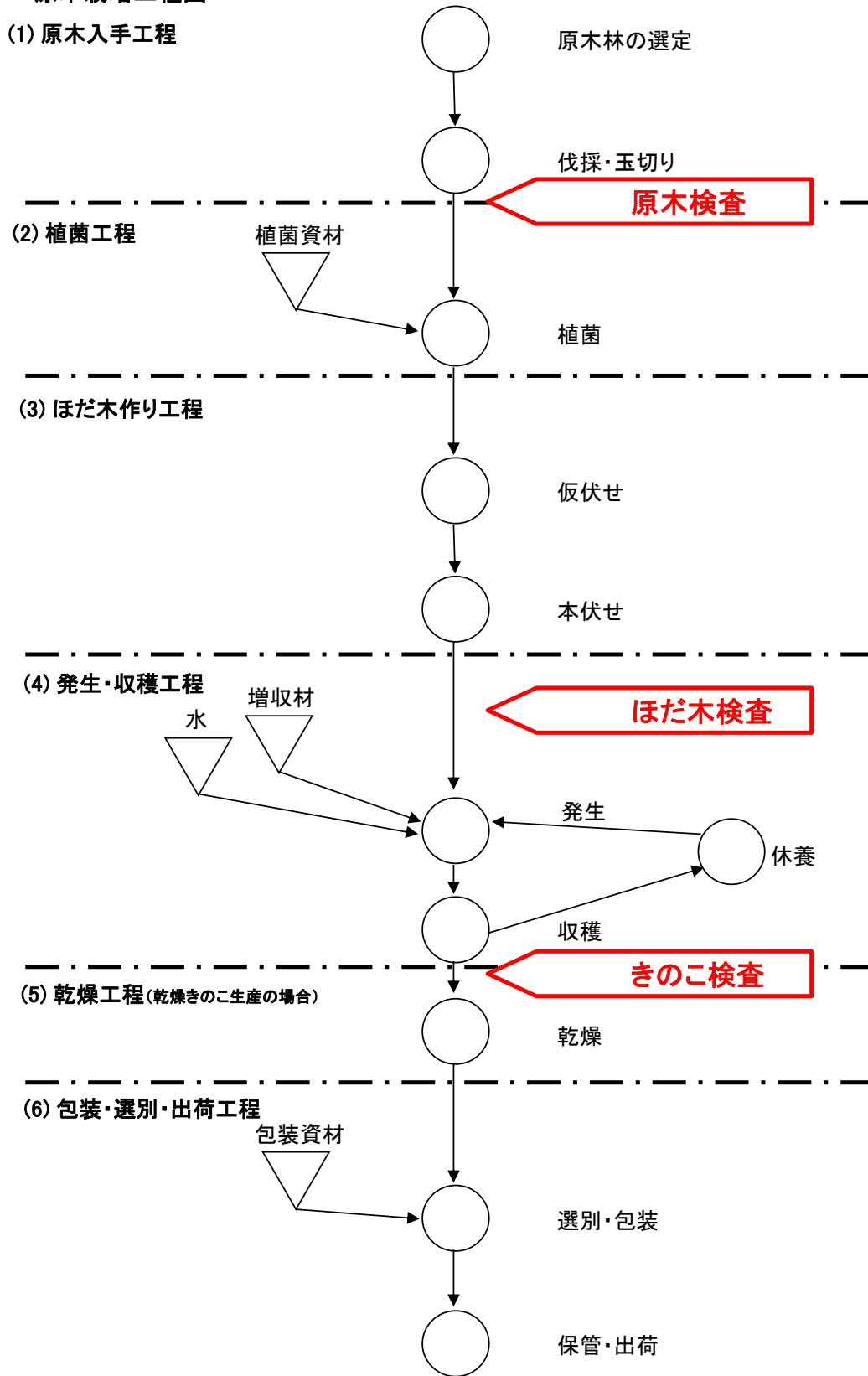
乾燥

(6) 包装・選別・出荷工程

包装資材

選別・包装

保管・出荷




放射性物質対策子エックシート(原木栽培)

| 番号 | 工程 | 区分 | 取組事項 | チェック | 実施年月日 | マニュアル | 賠償対象 | |
|----|---------|-----------------|--|------|-------|--------|--|-------------|
| 1 | 原木入手工程 | 購入時の確認、取扱 | ・原木の放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下であることを確認している(注1) | 必須 | | p7 | 原木を自ら採取、搬送し使用する際の生産者が実施した検査費用 | |
| 2 | | | ・粉塵、土、腐植層など付着、シートで覆って保管する | 必須 | | p8 | ブロック、シート等資材費、伐採後の保管場所はほだ木以外の場所 | |
| 3 | | 体内への放射性物質取り込み防止 | ・帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくして、作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄する | | | p9 | — | |
| 4 | | 使用機械等の放射性物質量の低減 | ・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する | | | p9 | — | |
| 5 | 購入原木の管理 | 購入時の確認、取扱 | ・原木の放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下であることを確認している | 必須 | | p9 | — | |
| 6 | | | ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆って保管する | 必須 | | p8 | ブロック、シート等資材費を対象、購入後の保管場所はほだ木以外の場所 | |
| 7 | | 資材の保管 | ・粉塵等が付着することを防止するため、屋内で保管するなど風雨に当たらないよう保管する。 | | | p11 | — | |
| 8 | | 空間線量率の測定 | ・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う | | | p12 | — | |
| 9 | 植菌工程 | 植菌 放射性物質の低減 | (共通) ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、ほだ木をブロックなどの上に置き、シートで覆って保管する | | | p13 | ブロック、シート等資材費を対象、表面土壌までの除染が実施されている場合は不要 | |
| 10 | | | (野外での植菌の場合) ・植菌に使用する機械や器具はシートの上に置き、作業もシートの上で行う | | | p12~13 | — | |
| 11 | | | (施設内での植菌の場合) ・原木等を施設内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する。 | | | | p12~13 | 賠償対象となるか調整中 |
| 12 | | | (施設内での植菌の場合) ・施設内の清掃、洗浄を行う。 | | | | p12~13 | — |

| | | | | | | | | |
|----|---------|----------|-----------------|---|---|--|--------|--|
| 13 | 植菌工程 | 植菌 | 体内への放射性物質取り込み防止 | <ul style="list-style-type: none"> 帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくして、作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄する。 | | | p13 | — |
| 14 | | | 使用機械等の放射性物質量の低減 | <ul style="list-style-type: none"> 使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する | | | p13 | — |
| 15 | 植菌工程 | 購入ほだ木の管理 | 購入時の確認、取扱 | <ul style="list-style-type: none"> ほだ木の放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下であることを確認している(注1) | ☑ | | p13~14 | — |
| 16 | | | 購入時の確認、取扱 | <ul style="list-style-type: none"> 粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、ほだ木をブロックなどの上に置き、シートで覆って保管する | ☑ | | p13 | フロック、シート等資材費、購入後の保管場所はほだ木以外の場所 |
| 17 | ほだ木作り工程 | 仮伏せ | 空間線量率の測定 | <ul style="list-style-type: none"> 空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う(共通) ほだ木は枕木などの上に置き、直接地面につけない | | | p15 | — |
| 18 | | | 放射線物質の低減 | <ul style="list-style-type: none"> 散水する水は可能な限り飲用水を使用する。泥水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する(共通) 野外での仮伏せの場合 スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木をシートで覆う (野外での仮伏せの場合) ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く (野外での仮伏せの場合) 空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する (施設内での仮伏せの場合) 原木・ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する (施設内での仮伏せの場合) 施設内の清掃、洗浄を行う (施設内での仮伏せの場合) 換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける | | | p16 | フロック、シート等資材費、表面土壌までの除去が実施されている場合は不要 |
| 19 | | | 放射線物質の低減 | <ul style="list-style-type: none"> 散水する水は可能な限り飲用水を使用する。泥水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する(共通) 野外での仮伏せの場合 スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木をシートで覆う (野外での仮伏せの場合) ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く (野外での仮伏せの場合) 空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する (施設内での仮伏せの場合) 原木・ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する (施設内での仮伏せの場合) 施設内の清掃、洗浄を行う (施設内での仮伏せの場合) 換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける | | | p16 | 賠償対象となるか調整中 |
| 20 | | | 放射線物質の低減 | <ul style="list-style-type: none"> 散水する水は可能な限り飲用水を使用する。泥水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する(共通) 野外での仮伏せの場合 スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木をシートで覆う (野外での仮伏せの場合) ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く (野外での仮伏せの場合) 空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する (施設内での仮伏せの場合) 原木・ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する (施設内での仮伏せの場合) 施設内の清掃、洗浄を行う (施設内での仮伏せの場合) 換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける | | | p16 | シート等資材費 |
| 21 | | | 放射線物質の低減 | <ul style="list-style-type: none"> 散水する水は可能な限り飲用水を使用する。泥水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する(共通) 野外での仮伏せの場合 スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木をシートで覆う (野外での仮伏せの場合) ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く (野外での仮伏せの場合) 空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する (施設内での仮伏せの場合) 原木・ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する (施設内での仮伏せの場合) 施設内の清掃、洗浄を行う (施設内での仮伏せの場合) 換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける | | | p16 | 砂利、木材チップ、シート等資材費、表面土壌までの除去が実施されていない場合に選択的に実施 |
| 22 | | | 放射線物質の低減 | <ul style="list-style-type: none"> 散水する水は可能な限り飲用水を使用する。泥水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する(共通) 野外での仮伏せの場合 スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木をシートで覆う (野外での仮伏せの場合) ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く (野外での仮伏せの場合) 空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する (施設内での仮伏せの場合) 原木・ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する (施設内での仮伏せの場合) 施設内の清掃、洗浄を行う (施設内での仮伏せの場合) 換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける | | | p16 | 賠償対象となるか調整中 |
| 23 | | | 放射線物質の低減 | <ul style="list-style-type: none"> 散水する水は可能な限り飲用水を使用する。泥水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する(共通) 野外での仮伏せの場合 スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木をシートで覆う (野外での仮伏せの場合) ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く (野外での仮伏せの場合) 空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する (施設内での仮伏せの場合) 原木・ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する (施設内での仮伏せの場合) 施設内の清掃、洗浄を行う (施設内での仮伏せの場合) 換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける | | | p16 | 賠償対象となるか調整中 |
| 24 | | | 放射線物質の低減 | <ul style="list-style-type: none"> 散水する水は可能な限り飲用水を使用する。泥水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する(共通) 野外での仮伏せの場合 スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木をシートで覆う (野外での仮伏せの場合) ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く (野外での仮伏せの場合) 空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する (施設内での仮伏せの場合) 原木・ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する (施設内での仮伏せの場合) 施設内の清掃、洗浄を行う (施設内での仮伏せの場合) 換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける | | | p16 | — |
| 25 | | | 放射線物質の低減 | <ul style="list-style-type: none"> 散水する水は可能な限り飲用水を使用する。泥水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する(共通) 野外での仮伏せの場合 スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木をシートで覆う (野外での仮伏せの場合) ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く (野外での仮伏せの場合) 空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する (施設内での仮伏せの場合) 原木・ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する (施設内での仮伏せの場合) 施設内の清掃、洗浄を行う (施設内での仮伏せの場合) 換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける | | | p16 | 賠償対象となるか調整中 |
| 26 | | | 放射線物質の低減 | <ul style="list-style-type: none"> 散水する水は可能な限り飲用水を使用する。泥水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する(共通) 野外での仮伏せの場合 スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木をシートで覆う (野外での仮伏せの場合) ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く (野外での仮伏せの場合) 空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する (施設内での仮伏せの場合) 原木・ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する (施設内での仮伏せの場合) 施設内の清掃、洗浄を行う (施設内での仮伏せの場合) 換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける | | | p16 | — |

| | | | | | | | |
|----|-----|-----------------|--|--|--|--------|--|
| 27 | 仮伏せ | 使用機械等の放射性物質量の低減 | ・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する | | | p16～17 | — |
| 28 | | 空間線量率の測定 | ・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う (共通) ・まだ木は枕木などの上に置き、直接地面につけない (共通) ・散水する水は可能な限り飲用水を使用する。止水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する | | | p17 | — |
| 29 | | | | | | p18～19 | ブロック等資材費表面土壌までの除染が実施されている場合は不要 |
| 30 | | | | | | p18～19 | 賠償対象となるか調整中 |
| 31 | | | (野外での本伏せの場合) ・スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ぼだ木を寒冷紗・遮光ネットで覆う | | | p18～19 | 枝葉部位の計測により、必要に応じて実施。林床の除染とは別途措置必要 |
| 32 | | 放射性物質の低減 | (野外での本伏せの場合) ・まだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く | | | p18～19 | 砂利、木材チップ、シート等資材費。表面土壌までの除染が実施されていない場合に選択的に実施 |
| 33 | 本伏せ | | (野外での本伏せの場合) ・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する | | | p18～19 | 賠償対象となるか調整中 |
| 34 | | | (施設内での本伏せの場合) ・原木・ぼだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する | | | p18～19 | 賠償対象となるか調整中 |
| 35 | | | (施設内での本伏せの場合) ・ハウスの清掃、洗浄を行う | | | p18～19 | — |
| 36 | | | (施設内での本伏せの場合) ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける | | | p18～19 | 賠償対象となるか調整中 |
| 37 | | 体内への放射性物質取り込み防止 | ・帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくして、作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄する。 | | | p19 | — |
| 38 | | 使用機械等の放射性物質量の低減 | ・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する | | | p19 | — |

ぼだ木作り工程

| | | | | | | | | |
|----|-------------|-----------|-----------------|---|---|--|-----------|--|
| 39 | 作業工程 ほだ木 | 発生前ほだ木の管理 | ほだ木の放射性物質検査 | <ul style="list-style-type: none"> ・ほだ木の放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下であることを確認している(注1)(注2) |  | | p19 | 検査費用を対象 |
| 40 | | | 空間線量率の測定 | <ul style="list-style-type: none"> ・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う | | | p21、25 | — |
| 41 | | | | <ul style="list-style-type: none"> (共通) ・ほだ木は枕木などの上に置き、直接地面につけない | | | p21～22、26 | ブロック等資材費、表面土壌までの除染が実施されている場合は不要 |
| 42 | | | | <ul style="list-style-type: none"> (共通) ・浸水・散水する水は可能な限り飲用水を使用する。汚水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する | | | p21～22、26 | 賠償対象となるか調査中 |
| 43 | | | | <ul style="list-style-type: none"> (野外での発生・休養の場合) ・スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を寒冷紗・遮光ネットで覆う | | | p21～22、26 | 枝葉部位の計測により、必要に応じて実施。林床の除染とは別途措置必要 |
| 44 | | | 放射性物質の低減 | <ul style="list-style-type: none"> (野外での発生・休養の場合) ・ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く | | | p21～22、26 | 砂利、木材チップ、シート等資材費、表面土壌までの除染が実施されていない場合に選択的に実施 |
| 45 | | 発生・休養 | | <ul style="list-style-type: none"> (野外での発生・休養の場合) ・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する | | | p21～22、26 | 賠償対象となるか調査中 |
| 46 | | | | <ul style="list-style-type: none"> (施設内での発生・休養の場合) ・原木・ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する | | | p21～22、26 | 賠償対象となるか調査中 |
| 47 | | | | <ul style="list-style-type: none"> (施設内での発生・休養の場合) ・施設(ハウス)内の清掃、洗浄を行う | | | p21～22、26 | — |
| 48 | | | | <ul style="list-style-type: none"> (施設内での発生・休養の場合) ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける | | | p21～22、26 | 賠償対象となるか調査中 |
| 49 | | | 体内への放射性物質取り込み防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくして、作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄する。 | | | p23、27 | — |
| 50 | | | 使用機械等の放射性物質の低減 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する | | | p23、27 | — |

| | | | | | | |
|----|---------|-----------|----------------------|--|--------------|---|
| 51 | 発生・収穫工程 | 収穫 | 放射性物質量の低減 | ・粉塵等が付着しないよう収穫する ・収穫物は速やかに室内に保管する ・収穫に使用する器具類は清潔に保つ | p24 | — |
| 52 | | | | | p24 | — |
| 53 | | | | | p24 | — |
| 54 | 工程 | きのこの管理 | きのこの放射性物質検査 | きのこの含まれる放射性物質が100ベクレル/kg以下であることを確認している(注3) | p23 | 検査費用を対象 |
| 55 | 工程 | 乾燥 | 放射性物質量の低減 | ・乾燥は室内で行い、天日乾燥しない | p28 | — |
| 56 | | | | ・乾燥機、エビラ、床は使用ごとに清掃する | p28 | — |
| 57 | 別工程 | 選別・包装・保管 | 放射性物質の低減 | ・包装資材は室内で保管する | p29～30 | — |
| 58 | 出荷選荷 | | | ・使用機材、作業台、床は使用ごとに清掃する | p29～30 | — |
| 59 | | | ロット管理 | ・ほだ木のロット管理を徹底する | p10、14、20、27 | — |
| 60 | その他共通 | | 放射性物質汚染物の処分 | ・処分場へ処分する。産業廃棄物は処理業者へ委託する ・処分場が決まっていない場合、仮置き場を設置し、まともで保管する。その際、シートなど被せる | p32～33 | 追加的に発生した処分にかかる経費 |
| 61 | | | | | p33 | 保管にかかる経費 |
| 62 | | | トレーサビリティ対応 | ・きのこ生産活動・出荷に関する記録を一定期間保存する | p41 | — |
| 63 | 原木の洗浄 | 原木・ほだ木の洗浄 | 原木・ほだ木の放射性物質量の低減(注4) | ・流水しながら洗浄機、高圧洗浄機、ブラシ等により原木を 除染する | — | 50Bq/kgを超えたもので、50Bq/kg以下になった場合を対象。洗浄機リース、ブラシ等の購入に係る経費 |
| 64 | ほだ木 | | | ・洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収する | — | 沈殿物・浮遊物の回収に係る経費 |

注1 原木、ほだ木に含まれる放射性物質の指標値および検査方法については、国から平成24年8月30日付けで通知されている「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」、平成24年3月31日付け「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法の制定について」に基づき測定を行ってください。

注2 出荷制限解除に向けた安全性確認については、上記注1によらず、空間線量率の高い場所を測定し、径線の細いものを1本選び、1本のほだ木からお粉を採取し1検体として、1ロット毎に3検体を測定してください。

注3 出荷制限解除に向けた安全性確認については、上記注1によらず、1ロット毎に3検体を測定していただき、基準値の1/2を超えする検体が確認されるなどバラつきが大きい場合には、必要に応じて検体を追加して測定します。

注4 原木、ほだ木の購入時に指標値以下であることを確認して生産を行うことを原則としますが、生産者自らより安全なききのこ栽培を行うために実施する場合にチェックしてください。なお、貯蔵は50Bq/kgを超えたものを洗浄して50Bq/kg以下になった場合にのみ対象となります。

ロット管理表(原木栽培)

| | | | | | |
|--------------|--------------|-------------|-------------|----------|----------------|
| 原木ロット番号 | | | | | |
| 原木購入日 | 本数 | 原木購入業者名 | 原木の伐採地 | | |
| | | | | | |
| 原木放射性物質測定結果 | 放射性物質測定年月日 | 放射性物質測定資材番号 | メモ | | |
| ベクレル/kg | | | | | |
| 管理ロット番号 | | | | | |
| 管理している施設・ほだ場 | | | | | |
| 品種 | 植菌 | 仮伏せ | 本伏せ | 発生 | 休養 |
| | | | | | |
| 本数 | ほだ木放射性物質測定結果 | 放射性物質測定年月日 | 放射性物質測定資材番号 | メモ | |
| | ベクレル/kg | | | | |
| 発生操作月日 | | 収穫期間 | 放射性物質測定結果 | 放射性物質測定日 | 放射性物質測定きのこ検体番号 |
| 第1回発生 | 月 日 | 月 日 ~ 月 日 | ベクレル/kg | 月 日測定 | |
| 第2回発生 | 月 日 | 月 日 ~ 月 日 | ベクレル/kg | 月 日測定 | |
| 第3回発生 | 月 日 | 月 日 ~ 月 日 | ベクレル/kg | 月 日測定 | |
| 第4回発生 | 月 日 | 月 日 ~ 月 日 | ベクレル/kg | 月 日測定 | |
| 第5回発生 | 月 日 | 月 日 ~ 月 日 | ベクレル/kg | 月 日測定 | |
| 第6回発生 | 月 日 | 月 日 ~ 月 日 | ベクレル/kg | 月 日測定 | |
| 第7回発生 | 月 日 | 月 日 ~ 月 日 | ベクレル/kg | 月 日測定 | |
| 第8回発生 | 月 日 | 月 日 ~ 月 日 | ベクレル/kg | 月 日測定 | |
| 第9回発生 | 月 日 | 月 日 ~ 月 日 | ベクレル/kg | 月 日測定 | |
| 第10回発生 | 月 日 | 月 日 ~ 月 日 | ベクレル/kg | 月 日測定 | |

チェックシートの使い方（菌床栽培）

1. チェックシートの種類と使い方

(1) 放射性物質対策チェックシート

- ① 放射性物質対策には、菌床を指標値以下とするとともに発生したきのこの基準値以下にするために必ず実施する項目（必須項目）と生産者がそれぞれの生産環境に応じて選択する項目（選択項目）があります。
- ② 選択項目の中から、実施する項目を選んでください。
- ③ 実施した項目に「✓」と実施年月日を記入してください。選択項目の中で実施しないと判断した項目に「－」を記入してください。

(2) 生産環境チェックシート

- ① 伏せ込み場毎、ハウス（施設）毎に番号を振り、チェックシートを作成してください。
- ① 方位や斜度、空間線量率を記入してください。必要に応じて周辺環境の情報を記載してください。
- ② 環境整備を実施した場合にはその項目に「✓」と実施年月日を記入してください。実施しないと判断した項目に「－」を記入してください。

(3) ロット管理表

- ① 購入したおが粉（培地基材）ロット毎にロット管理表を作成し、購入日、数量等を記入してください。
- ② おが粉（培地基材）の放射性物質測定結果通知を添付してください。
- ③ 使用した栄養材または添加材の名前と購入日、数量などを記載してください。
- ④ 生産の過程で管理が分かれた場合には、それぞれロット管理表を作成し、それぞれの生産工程での管理場所や本数等を記載してください。
- ⑤ 培地または菌床の放射性物質を測定して結果を記入するとともに、測定機関からの結果通知を添付してください。
- ⑥ 出荷前に、きのこの放射性物質を測定して結果を記入するとともに、測定機関からの結果通知を添付してください。
- ⑦ 当該ロットから最初に発生したきのこのについては、県のモニタリング検査を受けるとともに、複数年にわたって菌床を使用する場合に

は、その年の最初の発生の際には、県のモニタリング検査を受けてください。

- ⑧ その他、発生が数か月にわたり継続している場合などは、適時、県のモニタリング検査や自主検査により放射性物質を確認するようにしてください。

2. 必ず実施する項目（必須項目）

培地や菌床を指標地以下にするため及びきのこを基準値以下にするために必ず実施しなくてはならない放射性物質対策です。

(1) おが粉購入時の確認

おが粉に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（200Bq/kg）以下であることを確認してください。購入業者から測定結果の写しなどの提出を受け確認するか、放射性セシウム濃度を測定することも可能ですので、農林事務所へご相談ください。

(2) 菌床購入時の管理

菌床に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（200Bq/kg）以下であることを確認してください。購入業者から測定結果の写しなどの提出を受け確認するか、放射性セシウム濃度を測定することも可能ですので、農林事務所へご相談ください。

(3) 培地・菌床の管理

培地または菌床に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（200Bq/kg）以下であることを確認してください。放射性セシウム濃度の測定については、農林事務所へご相談ください。

(4) 発生したきのこの管理

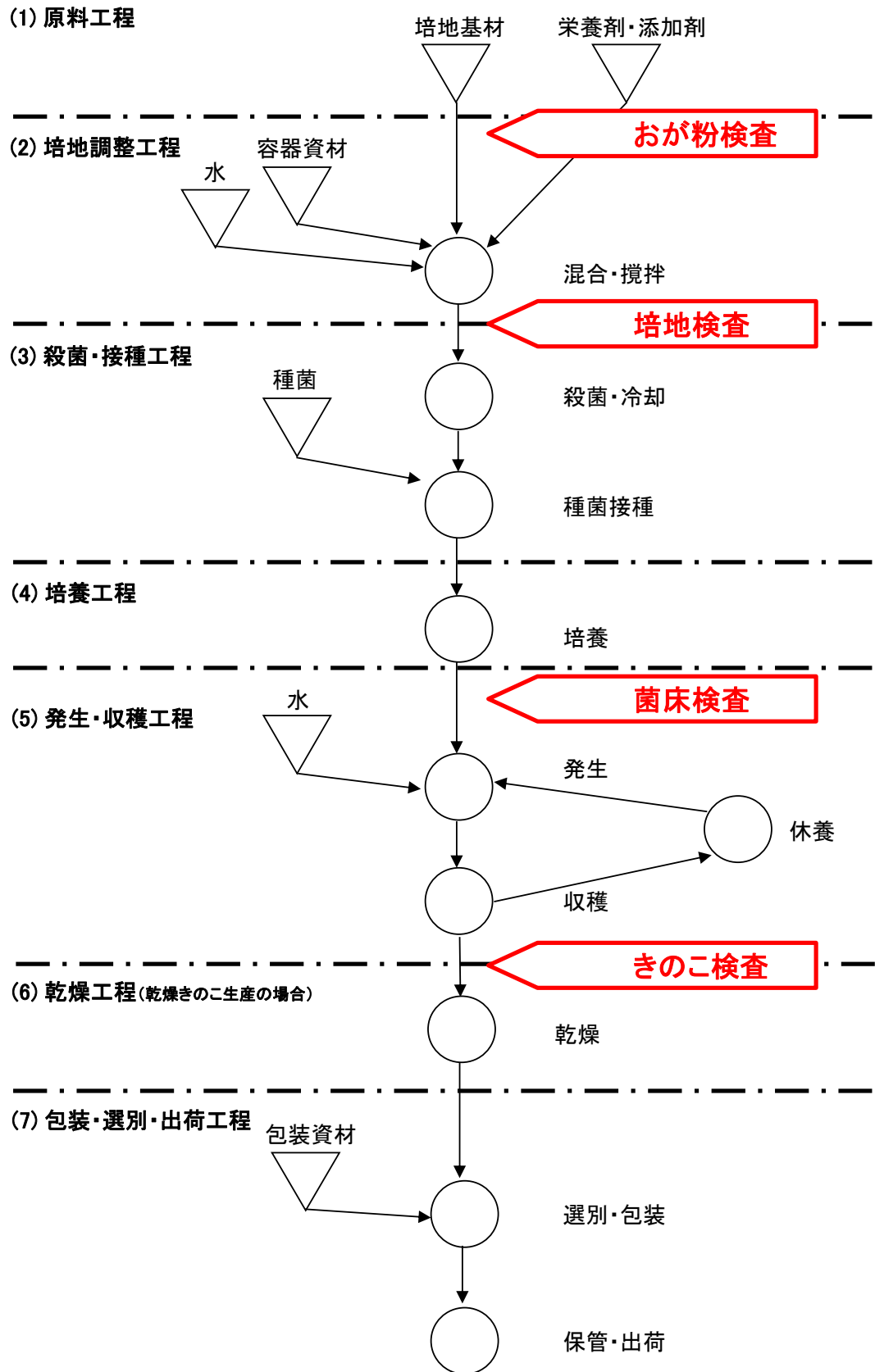
出荷前に、きのこに含まれる放射性セシウム濃度が基準値（100Bq/kg）以下であることを確認してください。放射性セシウム濃度の測定については、農林事務所へご相談ください。

3. 生産者が選択して実施する項目（選択項目）

必須項目以外の放射性物質対策で、現時点で得られている知見に基づき想定される放射性物質リスクを低減する取組です。

各生産者の生産環境などに応じて、可能なものについては、積極的に実施をしていただくようお願いします。

菌床栽培工程図



放射性物質対策チエックシート(菌床栽培)

| 番号 | 工程 | 区分 | 取組事項 | チエック | 実施年月日 | マニュアル | 賠償対象 | | |
|----|-----------------|------------------|---|------|-------|---|------------------|-------------|------------------|
| 1 | 原料工程 | 購入時の確認、取扱 | <ul style="list-style-type: none"> ・おが粉の放射性物質濃度が200ベクレル/kg以下であることを確認している ・粉塵等が付着することを防止するため、屋内で保管するなど風雨に当たらないよう保管する。 ・栄養材、添加材の放射性物質濃度が200ベクレル/kg以下であることを確認している ・粉塵等が付着することを防止するため、屋内で保管するなど風雨に当たらないよう保管する | 必須 | | p42 | 購入時に検査証明書を確 認 | | |
| 2 | | | | | | | p42 | 賠償対象となるか調整中 | |
| 3 | | | | | | | | p44 | 購入時に検査証明書を確 認 |
| 4 | | | | | | | | p45 | — |
| 5 | 培地調整、殺菌・接種、培養工程 | 資材の保管 | <ul style="list-style-type: none"> ・培地調整用資材は、粉塵等が付着しないよう適切に保管する ・使用する水は、可能な限り飲用水を使用する ・帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくして、作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄する。 ・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する | | | p46 | — | | |
| 6 | | | | | | | p46 | — | |
| 7 | | | | | | | | p47 | — |
| 8 | | | | | | | | p47 | — |
| 9 | 培地または菌床の管理 | 培地又は菌床の放射性物質量の低減 | <ul style="list-style-type: none"> ・培地又は菌床の放射性物質濃度が200ベクレル/kg以下であることを確認している(注1) | 必須 | | p48 | 検査費用を対象 | | |
| 10 | | | | | | | p49 | 検査費用を対象 | |
| 11 | 発生・収穫工程 | 空間線量率の測定 | <ul style="list-style-type: none"> ・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う(共通) ・浸水・散水する水は可能な限り飲用水を使用する。沢水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する | | | p51 | — | | |
| 12 | | | | | | | p52 | 賠償対象となるか調整中 | |
| 13 | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> (施設内での発生・休養の場合) ・菌床等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する | | | p52 |

| | | | | | | | | |
|----|---------|----------|-------------|--|----|--|--------|------------------|
| 14 | 発生・収穫工程 | 発生・休養 | 放射性物質の低減 | (施設内での発生・休養の場合) ・施設内の清掃、洗浄を行う | | | p52 | — |
| 15 | | | | (施設内での発生・休養の場合) ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつけることが望ましい | | | p52 | 賠償対象となるか調整中 |
| 16 | | 収穫 | 放射性物質量の低減 | ・粉塵等が付着しないよう収穫する | | | p53 | — |
| 17 | | | | ・収穫物は速やかに室内に保管する | | | p53 | — |
| 18 | | | | ・収穫に使用する器具類は清潔に保つ | | | p53 | — |
| 19 | | きのこの管理 | きのこの放射性物質検査 | ・きのこのに含まれる放射性物質が100ベクレル/kg以下であることを確認している(注2) | 必須 | | p52 | 検査費用を対象 |
| 20 | 乾燥工程 | 乾燥 | 放射性物質量の低減 | ・乾燥は室内で行い、天日乾燥しない | | | p57 | — |
| 21 | | | | ・乾燥機、エビラ、床は使用ごとに清掃する | | | p57 | — |
| 22 | 別包装工程 | 選別・包装・保管 | 放射性物質の低減 | ・包装資材は室内で保管する | | | p58 | — |
| 23 | | | | ・使用機材、作業台、床は使用ごとに清掃する | | | p59 | — |
| 24 | | | ロット管理 | ・ほだ木のロット管理を徹底する | | | p45、56 | — |
| 25 | | その他 | 放射性物質汚染物の処分 | ・処分場へ処分する。産業廃棄物は処理業者へ委託する | | | p61～62 | 追加的に発生した処分にかかる経費 |
| 26 | | | | ・処分場が決まっていない場合、仮置き場を設置し、まとめ保管する。その際、シートなど被せる | | | p61～62 | 保管にかかる経費 |
| 27 | | | トレーサビリティ対応 | ・きのこ生産活動・出荷に関する記録を一定期間保存する | | | p70 | — |

注1 菌床に含まれる放射性物質の指標値および検査方法については、国から平成24年8月30日付けで通知されている「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」、平成24年3月31日付けの「原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法の制定について」に基づき測定を行ってください。

注2 出荷制限解除に向けた安全性確認については、上記注1によらず、1ロット毎に3検体を測定していただき、基準値の1/2を超過する検体が確認されるなどハラつきが大きい場合には、必要に応じて検体を追加して測定します。

ロット管理表(菌床栽培)

| | | | | | | |
|----------------|----------------|-------------|-------------|-----------|----------------|----|
| 菌床ロット番号 | | | | | | |
| おが粉購入日 | 数量 | 購入業者名 | おが粉用原木の伐採地 | | | |
| | | | | | | |
| おが粉放射性物質測定結果 | 放射性物質測定年月日 | 放射性物質測定資材番号 | メモ | | | |
| ベクレル/kg | | | | | | |
| 栄養材・添加材名 | 購入日 | 数量 | 購入業者名 | 放射性物質測定結果 | 放射性物質測定年月日 | メモ |
| | | | | ベクレル/kg | | |
| 栄養材・添加材名 | 購入日 | 数量 | 購入業者名 | 放射性物質測定結果 | 放射性物質測定年月日 | メモ |
| | | | | ベクレル/kg | | |
| 栄養材・添加材名 | 購入日 | 数量 | 購入業者名 | 放射性物質測定結果 | 放射性物質測定年月日 | メモ |
| | | | | ベクレル/kg | | |
| 栄養材・添加材名 | 購入日 | 数量 | 購入業者名 | 放射性物質測定結果 | 放射性物質測定年月日 | メモ |
| | | | | ベクレル/kg | | |
| 管理ロット番号 | | | | | | |
| 管理している施設・伏せ込み場 | | | | | | |
| 品種 | 発生 | 休養 | | | | |
| | | | | | | |
| 個数 | 菌床・培地放射性物質測定結果 | 放射性物質測定年月日 | 放射性物質測定資材番号 | メモ | | |
| | ベクレル/kg | | | | | |
| 発生操作月日 | | 収穫期間 | 放射性物質測定結果 | 放射性物質測定日 | 放射性物質測定きのこ検体番号 | |
| 第1回発生 | 月 日 | 月 日 ~ 月 日 | ベクレル/kg | 月 日測定 | | |
| 第2回発生 | 月 日 | 月 日 ~ 月 日 | ベクレル/kg | 月 日測定 | | |
| 第3回発生 | 月 日 | 月 日 ~ 月 日 | ベクレル/kg | 月 日測定 | | |
| 第4回発生 | 月 日 | 月 日 ~ 月 日 | ベクレル/kg | 月 日測定 | | |
| 第5回発生 | 月 日 | 月 日 ~ 月 日 | ベクレル/kg | 月 日測定 | | |

生産環境チェックシート(伏せ込み場(野外))

| | | | | |
|---|--------|--------|--------|--|
| 番号 | 生産場所 | | | |
| 方位 | 斜度 | | | |
| | | 空間線量率 | | |
| | | | 高さ1m | 高さ0.1m |
| | | ① | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ② | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ③ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ④ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑤ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑥ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑦ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑧ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| ⑨ | μ Sv/h | μ Sv/h | | |
| 環境整備取組事項 | | チェック | 実施年月日 | 賠償対象 |
| ・下層植生、落葉等腐植層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く | | | | 砂利、木材チップ等資材費シート敷き等との選択、落葉層までの除去であれば砂利敷き等の重複を許容 |
| ・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去する | | | | 賠償対象となるか調整中 |
| ・屋外にある貯水槽は洗浄後使用し、蓋をする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する | | | | 賠償対象となるか調整中 |
| ・既存人工ほだ場は必要に応じ、遮光ネットの張り替え、洗浄を行う | | | | 賠償対象となるか調整中 |

| | | | | |
|---|--------|--------|--------|--|
| 番号 | 生産場所 | | | |
| 方位 | 斜度 | | | |
| | | 空間線量率 | | |
| | | | 高さ1m | 高さ0.1m |
| | | ① | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ② | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ③ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ④ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑤ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑥ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑦ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑧ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| ⑨ | μ Sv/h | μ Sv/h | | |
| 環境整備取組事項 | | チェック | 実施年月日 | 賠償対象 |
| ・下層植生、落葉等腐植層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く | | | | 砂利、木材チップ等資材費シート敷き等との選択、落葉層までの除去であれば砂利敷き等の重複を許容 |
| ・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去する | | | | 賠償対象となるか調整中 |
| ・屋外にある貯水槽は洗浄後使用し、蓋をする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する | | | | 賠償対象となるか調整中 |
| ・既存人工ほだ場は必要に応じ、遮光ネットの張り替え、洗浄を行う | | | | 賠償対象となるか調整中 |

生産環境チェックシート(ハウス(施設))

| 番号 | 生産場所 | 空間線量率 | | |
|---|--------------------------------|-------|--------|--|
| 方位 | 施設 ③ ⑤ ② ④ ① 出入口 ⑥ | 高さ1m | 高さ0.1m | |
| | | ① | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ② | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ③ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ④ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑤ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑥ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑦ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑧ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑨ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| 環境整備取組事項 | | チェック | 実施年月日 | 賠償対象 |
| ・表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く | | | | 砂利、木材チップ等資材裏シート敷き等との選択、作業層までの除去であれば砂利敷き等の重複を許容 |
| ・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する | | | | 賠償対象となるか調整中 |
| ・屋外にある貯水槽は洗浄後使用し、蓋をする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する | | | | 賠償対象となるか調整中 |
| ・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う | | | | 賠償対象となるか調整中 |
| ・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入口を二重にする | | | | 賠償対象となるか調整中 |
| ・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する | | | | 賠償対象となるか調整中 |

| 番号 | 生産場所 | 空間線量率 | | |
|---|--------------------------------|-------|--------|--|
| 方位 | 施設 ③ ⑤ ② ④ ① 出入口 ⑥ | 高さ1m | 高さ0.1m | |
| | | ① | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ② | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ③ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ④ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑤ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑥ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑦ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑧ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | ⑨ | μ Sv/h | μ Sv/h |
| 環境整備取組事項 | | チェック | 実施年月日 | 賠償対象 |
| ・表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く | | | | 砂利、木材チップ等資材裏シート敷き等との選択、作業層までの除去であれば砂利敷き等の重複を許容 |
| ・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する | | | | 賠償対象となるか調整中 |
| ・屋外にある貯水槽は洗浄後使用し、蓋をする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する | | | | 賠償対象となるか調整中 |
| ・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う | | | | 賠償対象となるか調整中 |
| ・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入口を二重にする | | | | 賠償対象となるか調整中 |
| ・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する | | | | 賠償対象となるか調整中 |